

伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付要綱

令和4年5月25日

伊予市告示第108号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市自治基本条例（平成21年伊予市条例第34号）の理念にのっとり活動するまちづくり団体に対し、予算の範囲内において伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営む者及び市内で活動する者をいう。
- (2) まちづくり団体 市民がまちの価値の創造に対して、自主的及び自発的に行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とするものを行う団体をいう（ただし、政治活動又は宗教活動を主たる目的とするものを除く）。

(補助事業者)

第3条 補助事業者はまちづくり団体とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
- (2) 市民で構成されていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有していること。
- (4) 継続的な活動が期待できる団体であること。
- (5) 成果報告会等に参加し、事業実施結果について発表ができること。

(6) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。

(7) 住民自治組織（伊予市住民自治活動支援規則（平成 19 年伊予市規則第 46 号）に規定するものをいう。）でないこと。

（補助事業）

第 4 条 補助事業は、自発的に地域の価値の創造に取り組む事業であって、かつ、次のいずれにも該当するものとし、1 団体につき 1 年度当たり 1 事業に限るものとする。

(1) 地域の人材及び資源を活用する事業であること。

(2) 事業の効果が地域に還元される事業であること。

(3) 事業に実現性及び継続性が見込まれるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業活動は、補助事業としない。

(1) 単なる集客のためのイベントに類するもの

(2) 地域のお祭り又は伝統芸能を維持・保存するためのもの

(3) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案

(4) 国又は地方公共団体からの他の補助金等の交付を受けている事業

(5) 構成員の親睦又は趣味の活動を目的とする事業

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

（補助金の交付期間）

第 6 条 補助金の交付期間は、4 年間を限度とし、補助事業の実施初年度から連続して実施する事業に限るものとする。ただし、補助金の交付決定は単年度ごとに行い、次年度以降の交付決定を確定するものではない。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

(審査会の設置)

第9条 市長は、補助事業の選考及び審査を行うため、伊予市ががんばる地域コミュニティ応援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第10条 審査委員会は、委員5人以内とし、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学識経験者3人以内
- (2) えひめ地域活力創造センター長
- (3) 愛媛県中予地方局地域政策課職員

2 審査委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を招集する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審査委員会は、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

4 審査委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 やむを得ない理由により審査委員会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

(審査)

第12条 審査委員会は、別表第3に定める審査基準に基づき、書類審査等を実施し、その結果を市長に報告する。

(庶務)

第13条 審査委員会の庶務は、企画振興部地域創生担当課において処理する。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会に諮り、委員長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第 15 条 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、様式第 2 号により行うものとする。

（補助事業の変更等）

第 16 条 規則第 8 条に規定する承認の申請は、様式第 3 号により行うものとする。ただし、次に掲げる場合は不要とする。

- (1) 補助対象経費の 20 パーセント以内の減額をしようとするとき。
- (2) 事業費、財源、事業期間等の軽微な変更をしようとするとき。

（変更等の承認の決定）

第 17 条 規則第 9 条第 2 項に規定する通知は、補助事業の変更にあつては様式第 4 号により、中止及び廃止にあつては様式第 5 号により行うものとする。

（実績報告）

第 18 条 規則第 12 条第 1 項に規定する報告は、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式第 6 号により行うものとする。

（補助金の額の確定）

第 19 条 規則第 13 条に規定する通知は、様式第 7 号により行うものとする。

（補助金の請求）

第 20 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、精算払にあつては様式第 8 号により、概算払にあつては様式第 9 号により行うものとする。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 3 月 1 9 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者は、この告示による改正後の伊予市がんばる地域コミュニティ応援事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けたものとみなす。

附 則 (令和 7 年 4 月 8 日伊予市告示第 1 1 9 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 8 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費

補助対象経費
(1) 報償費 外部講師及び有識者への謝金等
(2) 旅費 外部講師及び有識者の交通費
(3) 需用費 ・ 消耗品費、燃料費、印刷製本費等 ・ 地産地消を目的とする事業等における食材費
(4) 役務費 通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
(5) 使用料及び賃借料 会場や施設の使用料、機械・備品の賃借料、車両借上料等
(6) 食糧費 ・ 外部講師の食事代（弁当代程度） ・ ボランティアの飲料水に係る経費
(7) 原材料費 物品生産のための原料、工事工作等のための材料
(8) 備品購入費 補助事業に継続して使用するものに係る備品購入費（1 点当たりの単価が 2 万円を超えないものに限る。）
(9) その他市長が必要と認める経費
補助対象とならない経費
(1) 団体の運営に充てられる経費
(2) 飲食を目的とする会合等の経費
(3) スタッフの移動等に係る経費
(4) スタッフやボランティア等への謝礼等に係る経費
(5) 備品等の修繕
(6) 他団体に対する助成及び補助経費
(7) イベント参加者への景品など個人の利益となるもの

別表第 2（第 7 条関係）

1 まちづくり団体の構成員のうち小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生の割合が 80 パーセント以上である場合

区分	補助率	補助限度額
1～4 年目	10 分の 10 以内	100,000 円

2 まちづくり団体の構成員のうち小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学校生の割合が 80 パーセント未満である場合

区分	補助率	補助限度額
1 年目	10 分の 8 以内	100,000 円
2 年目	10 分の 6 以内	100,000 円
3 年目	10 分の 5 以内	100,000 円
4 年目	10 分の 5 以内	100,000 円

別表第 3（第 12 条関係）

審査基準

審査項目	内 容	評価点
公益性	・ 事業の成果が不特定かつ多数の市民の利益につながる事業か。 ・ 地域資源の活用や地域課題の解決に向けた事業か。	1～5
実現性	・ 十分な計画があり、実現可能か。	1～5
創意工夫・ 先駆性	・ 申請団体ならではの特性を生かした創造的で魅力的な事業か。	1～5
発展性	・ 他への波及や継続・定着するための工夫があるか。 ・ 積極的な財源確保の取組はあるか。 ・ （初年度）補助金を受けることで、団体の発展につながるか。 ・ （2 年目以降）過去の活動内容や審査会意見等を踏まえ、改善や成長が見られるか。	1～5
組織の 健全性	・ 設立目的は明確で、事業を実施する体制が作られているか。 ・ 事業報告・事業決算書が作成され、情報公開に努めているか。	1～5
協働性	・ 事業実施に当たり、他分野の団体、企業や行政機関、教育機関など多様な団体・機関との連携を図っているか。 ・ 事業実施後に、今後のネットワークにつながるか。	1～5
合 計		25

評価点	採点基準
5	高く評価できる
4	評価できる
3	平均的・普通
2	あまり評価できない
1	評価できない